

都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」着ぐるみ貸出要綱

制 定 平成 25 年 4 月 1 日 都筑地振第 1334 号

最新改正 令和 5 年 3 月 7 日 都筑地振第 2026 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出を申請し、使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(貸出の申請)

第 2 条 着ぐるみの貸出を希望するもの（以下「申請者」という。）は、使用を予定する日の 6 か月前から 10 日前までの間に、都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」着ぐるみ貸出申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、横浜市都筑区（以下「区」という。）に提出して、貸出の申請をしなければならない。ただし、横浜市（以下「本市」という。）が主催・共催する事業等で使用する場合は、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 「着ぐるみ」を使用する予定のイベント等の資料
- (2) 規約、会則その他これらに類するもの
- (3) その他都筑区が必要と認める書類

(貸出期間)

第 3 条 貸出期間は、貸出日から起算して 7 日以内とする。

(使用承諾の通知)

第 4 条 区は、申請書を受け付けた場合は、申請者に対し速やかに都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」着ぐるみ貸出承諾・不承諾 決定通知書（様式第 2 号）を通知しなければならない。

(使用承諾基準)

第 5 条 着ぐるみは、都筑区域を対象として実施される事業の主催者に対して貸出をする。ただし、本市が主催する事業で使用する場合など、区が特別に認めるときはこの限りではない。

2 区は、前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、着ぐるみの使用を承諾しないものとする。

- (1) 区の品位を傷つけ、または傷つけるおそれのあるもの。
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれのあるもの。
- (3) 特定の個人、企業、政党または宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるもの。
- (4) 営利目的の活動に使用するもの。
- (5) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないもの。

3 区は、前 2 項の規定にかかわらず、着ぐるみを使用できない状態にあるとき、または着ぐるみを使用することが不適切な状態にあると認めたときは承諾しないことができる。

(使用料)

第 6 条 使用料は無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 着ぐるみの貸出の承諾を受けたもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (2) 承諾された目的・用途以外には使用しないこと。
- (3) 貸出期間を遵守すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時に屋外使用しないこと。
- (6) 汚損しないように努めること。
- (7) 着ぐるみを改造しないこと。
- (8) 「つづき あい」が出演する事業を実施する場合は、都筑区役所が主催する事業ではない旨を明らかにして実施すること。
- (9) 第5条の第2項の各号に該当しないこと。
- (10) その他、区が特に付した条件に従って使用すること。

(使用承諾の取り消し)

第8条 使用者が、この要綱に定める事項に違反したときは、着ぐるみ貸出承諾取消通知書（様式第3号）によって使用承諾を取り消し、使用者に対し、その差止めの請求または必要な指示等（以下「請求等」という。）をおこなうことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。また、以降のその使用者への貸出は行わない。この場合、使用者に損害が生じても、区は一切の責任を負わない。

(現状復帰)

第9条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、使用者は、補修やクリーニング、代替制作費用等原状復帰に係る費用を負担しなければならない。

(区の責任)

第10条 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、区は一切の責任を負わない。

(その他)

第11条 着ぐるみの利用にあたって必要となる搬出入は使用者が行うものとする。

2 その他、使用について疑義が生じた場合は、区の指示に従うものとする。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年2月5日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

都筑区長

(申請者)

団体名

代表者名

所在地

都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」着ぐるみ貸出申請書

次のとおり、都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」の着ぐるみの貸出について、申請します。

なお、申請にあたっては、「都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」着ぐるみ貸出要綱」の内容を遵守することを誓約します。

(申請内容)

使用目的		
使用用途 ※具体的に記載 してください		
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
使用日時	年 月 日	
引渡希望日時		
連絡先	担当者氏名	
	電話/Email	
備考		

<添付書類>

- (1) 「着ぐるみ」を使用する予定のイベント等の資料
- (2) 規約、会則その他これらに類するもの
- (3) その他都筑区が必要と認める書類

（申請者） 様

都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」着ぐるみ貸出  
承諾・不承諾 決定通知書

都筑区長

年 月 日付で申請のありました都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」の着ぐるみ貸出について、承諾・不承諾を決定したので通知します。

使用目的	
使用用途	
貸出期間	年 月 日 ~ 年 月 日
承諾の場合 の条件	都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」着ぐるみ貸出要綱の内容を遵守すること
不承諾の場合 の理由	

貸出・返却確認欄		
貸出日時		<確認者>
返却日時		<確認者>

担当：都筑区役所地域振興課  
地域振興係  
電話 045-948-

都筑地振第 号  
年 月 日

（申請者） 様

都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」着ぐるみ貸出  
承諾取消通知書

都筑区長

年 月 日 第 号で承諾しました都筑区マスコットキャラクター「つづき あい」の着ぐるみ貸出しについて、取消しが決定しましたので通知します。

1 承諾番号

年 月 日 第 号

2 理由

担当：都筑区役所地域振興課  
地域振興係  
電話 045-948-